

本人負担利率

0.5%以内

文化創造産業対象 創業資金融資制度



新宿区では、新宿のまちににぎわいをもたらす、産業の活性化を図るため「文化創造産業」の育成支援として、文化創造産業を対象に、通常の創業融資制度に比べて、利子補給率が加算（0.2%）される制度を行っています。

【対象】

「新宿区中小企業向け制度融資」の創業融資の条件に該当し、かつ「文化創造産業」を営む中小企業者又は「文化創造産業」をこれから創業しようとする者

※創業融資の該当条件は、新宿区産業振興課のホームページ、制度融資パンフレット（新宿区 中小企業向け制度融資のご案内）で確認できます。

～対象業種の例～ 劇団、劇場、テレビ番組制作、映像制作、楽器製造など

対象業種についての詳細は、お問合せください。なお、文化創造産業の該当業種であるかの最終的な判断は、商工相談員による面談（要予約）にて行います。

【制度内容】

●融資限度額 2,000万円

ただし、

- ・現在事業主ではなく、個人または法人で創業しようとする方は、1,000万円
- ・分社化しようとする方は、1,500万円

●貸付期間 7年以内（うち据置期間12か月以内）

●貸付利率 2.1%以内

●本人負担利率 0.5%以内

●利子補給 1.6%以内（通常の創業融資の利子補給率に0.2%加算）

●保証料補助 支払った保証料の1/2を補助（限度額26万円）

【申込書類について】

創業資金融資の申込書類は、下記の産業振興課の窓口で配布しています。

《申込み・問合せ先》

新宿区 文化観光産業部 産業振興課（新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿 4階）

電話 3344-0702

※創業融資の面談（要予約）は、必要に応じて複数回行います。ご了承ください。